

県立SOHOビジネスオフィスのあり方検討について

1 概要

県立SOHOビジネスオフィス(以下「SOHO」という。)は、オフィス系やサービス業等に関するITを活用した創業の促進による産業振興を目的に開設し、オフィスの提供およびインキュベーションマネージャーによる支援を一体的に実施してきた。設立から15年以上が経過しており、施設の老朽化や魅力の低下により、入居率は低調傾向にある。

一方で、県内では、民間のコワーキング施設等が運営されており、起業者を支援する役割を一定果たしている。

こうしたことから、施設の将来的な必要性を見極めるため、今後のあり方について検討を行う。

2 現状および課題

- (1) 入居率の低下(草津SOHO・米原SOHOともに平均50%以下(過去3年間))
- (2) 社会ニーズの変化(インターネット環境の整備、コロナ禍によるテレワーク等の定着)
- (3) 民間のコワーキング施設等の増加
- (4) 施設の魅力低下
 - ① 施設の老朽化(照明や空調器具の劣化)
 - ② 提供サービスの魅力低下(インターネット環境、その他ソフト支援)
 - ③ 施設の使い勝手(窓がない区画、オープンイノベーションに繋がる場所がない)

3 検討内容

県立SOHOビジネスオフィスの今後のあり方および民間施設の活用の可能性について検討を行う。

4 今後の予定

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 令和6年3月常任委員会 | 県立SOHOビジネスオフィスのあり方検討結果報告 |
| 令和6年6月議会 | 草津SOHO指定管理者募集方針の説明 |

5 施設の概要

スモールオフィス・ホームオフィス（情報通信技術を活用した小規模な事業所等による操業の形態）による事業を支援することにより、県内における産業の振興を図るために、県が設置。

【草津SOHO】

所在地：草津市大路1-1-1 エルティ 932 4階

開設：平成15年

入居期間：3年間

区画：20区画

面積（㎡）：15.00～26.79（区画により異なる）

使用料金（月）：30,900～55,200円（区画により異なる）

運営主体：指定管理者 Seif（R4～R6）



【米原SOHO】

所在地：米原市下多良2-137 文化産業交流会館 4階

開設：平成14年

入居期間：3年間

区画：10区画

面積（㎡）：17.25～20.19（区画により異なる）

使用料金（月）：24,200～28,300円（区画により異なる）

運営主体：県（産業支援プラザへ業務委託）

